

**問** 勤務中に右足を骨折し、業務上災害として治療を受けています。ところが、先日病院に向かう途中、道路で転倒し右足の同一箇所を再骨折してしまいました。2回目の



骨折も業務上として労災保険給付の対象となりますか。

**答** 労働者が業務上負傷し、または疾病にかかった後、治ゆしないうちに

業務外の事由によってその傷病が加重したり憎悪したり、または死亡する場合があります。

このような場合、現在の死傷病が当初の業務上の傷病と因果関係があるかどうかによって、業務上の判断がなされます。この因果関係が認められるのは、次の二つの場合であり、この二つのいずれかに該当すれば、現在の

### 業務上災害による療養中に転倒して再骨折した場合も業務上か？

の死傷病も業務上と認められます。

①「当初の業務上の傷病が生じなかったならば、業務外の災害も生じなかったであろうし、この災害が生じなかったならば現在の死傷病も生じなかったであろう」と認められ、かつ「当初の業務上の傷病が生じなかったならば、かかる災害が生じたとしても、現在の死傷

病は生じなかったであろう」と認められる場合

②当初の業務上の傷病が生じなかったとしても、業務外の災害は生じ得たであろうが、この災害が療養中に通常生じ得るものまたは避けられないものと認められ、かつ「当初の業務上の傷病が生じなかったならば、この業務外の災害が生じたとし

ても、現在の死傷病は生じなかったであろう」と認められる場合

したがって、この①と②のいずれにも当てはまらない場合には、現在の死傷病は当初の業務上の傷病と相当因果関係がないものとして業務外と判断されることになります。すなわち、ア、「当初の業務上の傷病が発生しなかったと

しても（業務外の災害は生じたであろうし、業務外の災害が生じたならば）現在の死傷病は生じたであろう」という場合

イ、「当初の業務上の傷病が生じなかったならば（業務外の災害も生じなかったであろうし、この災害が生じなかったならば）現在の死傷病も生じなかったであろうが、

れ、かつ、その災害が療養中に通常生じ得るものまたは避けられないものと認められない場合

前記の判断基準に、本ケースを照らして考えてみますと、始めの業務上の骨折がなければ、通院途中で転倒して再骨折するということも起こらなかったはずであり、また前回骨折のゆ合が不完全

当初の傷病が生じなかったとしても、この業務外の災害が生じたならば、現在の死傷病は生じたであろう」という場合、あるいは「当初の業務上の傷病が生じなかったならば、業務外の災害が生じたとしても、現在の死傷病は生じなかったであろうが、当初の業務上の傷病が生じなかったとしても、業務外の災害は生じたであろう」と認めら

な状態のまま転倒したために再骨折したものと推認することができ、上記判断基準の①に該当すると思われるので、業務上の負傷と再骨折との間に因果関係を認めることができ、2回目の負傷も業務上の負傷として、労災保険の給付の対象となるものと思われま